

## 登記すべき事項を別紙（又は磁気ディスク）

「商号」 株式会社〇×システム

「本店」 大阪市天王寺区堂ヶ芝 x 丁目 x x 番 x x 号

「公告をする方法」 官報に掲載する方法により行う。

「目的」

- 1 プログラムの作成
- 2 ホームページの作成
- 3 前各号に附帯する一切の事業

「発行可能株式総数」 1000株

「発行済株式の総数」 60株

「資本金の額」 金300万円

「株式の譲渡制限に関する規定」

当会社の株式は、代表取締役の承認がなければ譲渡又は取得をすることができない。

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 豊臣秀吉

「役員に関する事項」

「資格」 取締役

「氏名」 豊臣寧々

「役員に関する事項」

「資格」 代表取締役

「住所」 神戸市中央区中山手通 x 丁目 xx 番 xx 号

「氏名」 豊臣秀吉

「登記記録に関する事項」 設立



(注) 詳しい磁気ディスクの作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項の磁気ディスクへの入力の方法について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)をご覧ください。